

## 金沢大学疾患モデル総合研究センターアイソトープ総合研究施設利用に係る申合せ

### (趣旨)

- 1 本学の教授，准教授，講師及び助教（放射性同位元素取扱者に限る。以下「教員」という。）との共同研究を希望する学外研究者（以下「学外共同研究者」という。）に係るアイソトープ総合研究施設（以下「施設」という。）の利用については，「金沢大学疾患モデル総合研究センターアイソトープ総合研究施設利用要項」に定めるもののほか，この申合せの定めるところによる。

### (受入に伴う責任)

- 2 学外共同研究者の施設利用，施設の経費負担その他受入に伴う一切の責任は受入教員が負う。

### (利用資格)

- 3 学外共同研究者は，大学，高等専門学校，公的研究機関又は民間企業の研究所等（以下「研究機関等」という。）に所属する研究者であること。

なお，所属する研究機関等において放射性同位元素取扱者として登録されている学外共同研究者は，所属する研究機関等において教育訓練，被ばく管理及び健康診断の管理・記録を行うこと。

また，放射線施設等を有しない研究機関等に所属する学外共同研究者は，放射線業務に従事する事に関して，所属する研究機関等の責任者の承諾を得ること。

### (施設利用申請手続き)

- 4 学外共同研究者は，放射性同位元素取扱者登録依頼書，放射性同位元素等取扱者申請書に所定事項を記入捺印のうえ，受入教員が所属する部局の事務部を経由し施設管理室へ提出すること。
- 5 所属する研究機関等において放射性同位元素取扱者として登録されている学外共同研究者は，所属する研究機関等の放射線取扱主任者による放射線業務従事者証明書（被ばく線量測定，健康診断及び教育訓練についての記録の写しを添付）を施設管理室へ提出すること。

- 6 放射線施設等を有しない研究機関等に所属する学外共同研究者は、施設に立ち入る前に施設の教育訓練及び健康診断を受けること。

(施設利用の許可)

- 7 受入教員を通じ、施設利用の申請があった場合は、施設長がその適否を審査し、適当と認めた場合、その利用を許可する。

(被ばく管理)

- 8 放射線施設等を有する研究機関等に所属する学外共同研究者は、原則として所属する研究機関等から個人被ばく線量計を持参すること。
- 9 学外共同研究者は、持参した個人被ばく線量計と共に施設利用における被ばく線量測定のため、施設から貸与する被ばく線量計を装着すること。ただし、放射線施設等を有しない研究機関等に所属する学外共同研究者は、施設から貸与する被ばく線量計のみを装着すること。

(健康管理)

- 10 学外共同研究者の健康管理は、原則として、学外共同研究者の所属する研究機関等で行う。

(学外共同研究者の義務)

- 11 放射線障害防止のために設定する管理区域に立ち入る場合、学外共同研究者は、施設の放射線取扱主任者、その他関係職員の指示に従わなければならない。
- 12 学外共同研究者は、施設が行う教育訓練を受けなければならない。ただし、所属する研究機関等において教育訓練を受けている場合は、一部の項目について省略することができる。

(利用申請期間)

- 13 利用申請期間は、一の年度とし、当該年度を超えて利用する場合は新たに申請手続きをとること。

附 則

この申合せは、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この申合せは、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この申合せは、令和3年10月1日から施行する。